

「地域の自主性を確立するための戦略的交付金（地域自主戦略交付金）」 （仮称）に関する指定都市市長会の意見

先に行われた第8回地域主権戦略会議において決定された「地域の自主性を確立するための戦略的交付金（地域自主戦略交付金）」（仮称）は、指定都市分が初年度の対象から外されているほか、配分にあたっては、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を参考にした仕組みとされており、地域自主戦略交付金で団体間の財政調整が行われる懸念が残るなど、これまでの指定都市の主張が十分に反映されていない状況にある。

今後の地域自主戦略交付金の制度設計にあたっては、将来の税源移譲を見据えた地方にとって自由度の高い制度とするとともに、指定都市市長会の意見を十分に反映したものとするよう、次のとおり要請する。

- 1 地域自主戦略交付金は、税源移譲までの経過措置と位置づけ、税源移譲に向けた工程を明確にすること。
- 2 地域自主戦略交付金化は、地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度とすることが目的であり、国の財源捻出を目的とした総額の縮減は決して行わないこと。
- 3 地域自主戦略交付金の対象範囲は、地域主権戦略大綱のとおり最大限広くとり、府省の枠を超えた一つの大きな「一括」の交付金とすること。
- 4 地域自主戦略交付金の配分に当たっては、地方交付税が担う地方公共団体間の財政調整機能を地域自主戦略交付金に負わせることなく、人口等の客観的指標を原則としつつ、大都市の財政需要や権能差、地域の特性を反映した上で、各団体の施策・事業の必要額を十分に確保すること。
- 5 地方にとって、より自由度の高い制度とするため、事業規模等の要件は設けないこと。

平成22年12月6日
指定都市市長会